

指定混合肥料の生産を開始される方へ

広島県 農林水産局 農業技術課

1 指定混合肥料生産の届出をした後の各種届出

肥料の生産に当たって届出した後、届出内容に変更が生じた場合には、変更した日から2週間以内に県知事へ届け出なければなりません。生産や輸入をやめたときも同様に届出する必要があります。

届出者が個人又は任意団体等の代表者の場合、届出者が変更になると新たな生産業者届出が必要です。また、現在の届出は廃止となります。

2 表示の義務

普通肥料（登録肥料・指定混合肥料）は、肥料袋などに「保証票」を添付（印刷）しなければいけません。

保証票には、下の表示例のように、肥料の名称や原料の種類、生産した方の氏名や住所、含有している主成分の量などを表示してください。

○ 土壤改良資材入り指定混合肥料生産業者保証票の記載例

土壤改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称	土改材入り肥料1号
原料の種類及び配合割合 (土壤改良資材入り指定混合肥料の原料)	特殊肥料(8割)：堆肥〔牛糞、稻わら〕 備考：〔 〕内は堆肥の原料である。
混入した指定土壤改良資材の種類及び混入割合 (混入したものとの名称及び混入割合)	指定土壤改良資材(2割)：木炭
正味重量	20キログラム
生産した年月	令和〇年〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	株式会社〇〇 広島県〇〇〇〇〇〇〇
生産した事業場の名称及び所在地	株式会社〇〇 〇〇〇〇〇 広島県〇〇〇〇〇〇
主成分の含有量	主成分は現物中の数値を少数点以下第1位まで記載。
窒素全量	1.0%
りん酸全量	2.0%
カリ全量	1.5%

※枠の縦横の長さは自由。フォント（文字）サイズは8ポイント以上。

3 帳簿の備え付けの義務

肥料を生産、販売する方は、事業場ごとに次の帳簿を備え付けていなければなりません。

また、これらの帳簿は2年間保存しなければなりません。

(1) 生産に関する帳簿

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を生産したときは、次の事項を記載します。

- ・「生産した年月日」「生産した肥料の名称」「生産した肥料の数量」

(2) 肥料の購入・販売に関する帳簿

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入したとき、販売したとき（農家への販売は含みません。）は、次の事項を記載します。

- ・「肥料の名称」「肥料の数量」「購入・販売した年月日」「購入・販売した相手方の氏名又は名称」

(3) その他の帳簿

事業場ごとに肥料の原料・材料について、必要な事項を記載します。

ア 表示されている原料

- ・「原料の種類」「名称（原料が肥料の場合のみ）」「使用量」「入手先」

イ 表示されている材料

- ・「材料の種類」「名称」「使用量（表示する場合のみ）」「入手先」

ウ 分析結果等から保証成分量を設定している場合や、4週間ルールの際の成分量の根拠となる資料

4 虚偽の宣伝の禁止

生産又は販売する肥料の主成分の含有量や効果などに関して虚偽の宣伝をしてはいけません。また、誤解が生ずるおそれのある名称を用いてはいけません。

5 農林水産大臣又は都道府県知事への報告

広島県では、毎年7月から8月にかけて、県登録・届出肥料の生産業者と輸入業者に対して、前年の生産量等の調査を行っています。調査結果は、農林水産大臣へ報告することとなっていますので、ご協力をお願いいたします。

6 立入検査

この肥料制度が適正に実施されているかどうかを確認するため、広島県の職員が、肥料の生産業者・輸入業者・販売業者に立入検査を行うことがあります。

<手続き等についての問い合わせ先>

届出等については、下記連絡先にお問い合わせください。

また、必要な様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

※「広島県」「指定混合肥料」「届出」で検索し、[指定混合肥料生産の届出について-広島県 肥料販売の届出について-広島県](#) などからお入りください。

広島県 農林水産局 農業技術課 農業生産管理グループ
電 話 (082) 513-3585 FAX (082) 223-3566
メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp
所在地 〒730-8511 広島市中区基町10番52号